

令和4年5月

被扶養者の皆様へ

## 特定健康診査の受診案内について

みづほ健康保険組合

日頃は、当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年4月から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした特定健康診査・特定保健指導の実施が健康保険組合に義務付けられています。

被扶養者の皆様に特定健康診査を受診していただくために、特定健康診査等のご案内（本状及び紫色A4チラシ）、特定健康診査受診券（以下「受診券」といいます。）をお送りしますので、最寄の健診実施機関、もしくは、近畿地区特設会場（5.を参照してください。）で受診していただきますようお願いいたします。

なお、次の事項についてご留意願いますとともに、ご不明な点は当健康保険組合にお問い合わせください。

**みづほ健康保険組合 神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号**  
**神戸ハーバーランドセンタービル12階**  
**（電話） 078-371-6302**  
**ファックス 078-371-6303**

### 1. 受診していただける健診実施機関について

(1) 受診していただける健診実施機関（病院診療所等）は例年と大きな変更はありません。初めて受診される方等で実施機関がわからない場合は、当健康保険組合のホームページ又は、当健康保険組合に直接お問合せください。

<https://www.miduho-kenpo.or.jp> または みづほ健保で検索してください。

（右側バナー3段目の「特定健診等実施施設」をクリック）

(2) ホームページの健診実施機関リストには、「集合契約A」と「集合契約B」の契約形態がありますが、どちらで受診していただいても結構です。

- ・集合契約A 代表保険者と健診機関団体が契約したもの  
（都市部の大きな病院が中心）
- ・集合契約B 各都道府県代表保険者と各県の市町村国民健康保険の契約先である健診実施機関等が契約したもの  
（地域の診療所等が多く含まれている）

(3) 健診実施機関リストに記載されていても、健診機関の都合により受診できない場合

がありますので、予約時に必ず確認をお願いいたします。

- (4) 受診される場合、受診券、健康保険被保険者証及び令和3年度特定健診受診結果通知表（質問票を含みます。なお、通知表をお持ちでない場合は持参の必要はありません。）をご持参願います。

## 2. 受診券について

- (1) 受診券の記載事項に誤りがないかどうかご確認をいただき、誤りがある場合は、当健康保険組合までご連絡ください。
- (2) 受診者の氏名にフリガナがない場合は、カタカナでフリガナをつけてください。
- (3) 受診券の有効期限は、令和5年3月31日です。なお、今年度中に75歳になられる方は、誕生日の前日ですのでご留意願います。
- (4) 受診後に保健指導を実施する場合がありますので、できる限り早期に受診願います。
- (5) 注意事項をお読みいただき、住所欄に郵便番号、住所、氏名を記入してください。

## 3. 特定健康診査の費用について

特定健康診査（基本部分・詳細部分）の費用は、当健康保険組合が全額負担しますので、被扶養者の皆様の自己負担はありません。

なお、特定健康診査以外の費用の負担は、各ご自身の負担となります。

## 4. 特定健康診査の受診結果について

- (1) 健診実施機関から受診者本人の自宅に通知されます。
- (2) 健診実施機関から支払代行機関（社会保険診療報酬支払基金）を經由して当健康保険組合にも通知されます。当健康保険組合では、受診結果を保存し必要に応じ保健指導に活用しますので、ご了承願います。
- (3) パート先で事業主健診を受けた場合、又は当健康保険組合の補助事業である人間ドックを受けた場合は、特定健康診査を受診したものとみなされますので、健診結果データを当健康保険組合へ、ご提供いただきますようお願いいたします。

なお、本年度中に当組合の定期健康診査・人間ドックを受けられた場合は、ご案内しています特定健康診査を受診することは出来ません。

## 5. 近畿地区特設会場で受診される場合について

近畿地区特設会場（近畿の各府県内主要都市のホテルや公共施設に健診会場の設置）で受診を希望される場合は、当健康保険組合から「2022年度 近総協主催特定健康診査のご案内」を別途お送りしますので、当組合までお申し出ください。

なお、当該ご案内については、当健康保険組合のホームページにも掲載しています。